

松川浦海岸防災林（相馬市大洲国有林）の再生に向けた
平成27年春季からの活動希望者の募集について（公告）

平成26年10月30日
関東森林管理局長

下記のとおり、松川浦海岸防災林（相馬市大洲国有林）の再生に向けた活動希望者の募集について公告します。

記

第1 趣旨

関東森林管理局では、東日本大震災により被災した海岸防災林の再生について、樹木の成育基盤を造成した上で順次植栽を行い、居住地等に対する風害・潮害防備や生活環境の保全に加え、津波の被害軽減効果も考慮した海岸防災林の再生に取り組んでいます。

この度、平成27年春から植栽等を行う箇所の一部について、ボランティア活動により一定期間、協定に基づき継続的に植栽から保育までの森林整備活動等を行っていただく地方公共団体、民間団体を募集します。

なお、今後も工事の進捗に応じて、松川浦周辺での国有林の海岸防災林において同様の公募を行ってまいります。

第2 募集対象箇所の概況

(1) 所在地

福島県相馬市磯部字大洲国有林 2263林班 な小班 外（別添位置図参照）

(2) 区域面積

約1.17ha

(3) 総区画数及び1区画当たりの面積

8区画、一区画当たり約0.14～0.15ha

- ・ 一区画当たりの面積には防風柵や静砂垣等が含まれるため、植栽可能面積とは異なります。
- ・ 応募者数が総区画数を超えた場合又は満たない場合の取扱については、第6を参照してください。

(4) 林況

対象箇所及びその周辺は、被災後、治山工事により盛土等の工事が行われた箇所。（被災前は、林齢が100年生を超えるクロマツ等を主体とする海岸防災林でした。）

(5) 交通アクセス

国道6号線から県道74号線を経て、相馬市磯部の交差点から市道大洲松川線を松川浦大橋方面に向かって約1km先、市道の東側。

(6) 特記事項

- ・ 工事用大型車両の通行があります。
- ・ 駐車場はありませんので、作業時に自動車を乗り入れる際には、作業道に沿って縦列駐車をお願いすることになります。
- ・ 施工地内及び周辺において、自生する動植物を採取することはできません。
- ・ 植栽後も、一帯が冠水するなどの災害が発生する場合は、周辺の排水作業等に供するため、通告なしに植栽地（植栽木を含む）を第三者に利用させることがあります。

第3 活動内容

対象箇所は、治山事業による海岸防災林（保安林）の復旧工事の事業区域の一部であり、将来的には、周辺の治山事業による施工箇所と一体となって、飛砂や潮害の防備、津波エネルギーの減衰効果等の防災機能を高度に発揮することが求められます。また、当該地域は東を太平洋、西を松川浦湾に挟まれた砂州上にあり、夏期は太平洋側からの強風、冬期は内陸部側からの寒風が吹き付けるなど、気候条件が厳しいことから、確実に成林させるためには植栽後も保育等、継続的な手入れや経過観察が必要です。

このため、対象箇所においては、治山事業の意義・目的に即した植栽から下刈り等の保育までの森林整備活動等について、磐城森林管理署長と「社会貢献の森」の協定を締結した上で、ボランティア活動等により植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を超えるまでの5～10年間程度、継続的に保育までを行っていただくとともに、樹種・植栽本数、保育方法等については別紙3を踏まえて実施していただくこととなります。

また、活動希望申請書に記載してある活動内容であっても、その規模や手法等が国有林野の管理経営や公序良俗の維持に支障があると判断されるものについては、中止や原状回復をお願いすることがありますのでご留意願います。

第4 実施主体の資格要件

協定締結による国民参加の森林づくり活動の実施主体は、適切な活動の実施が可能と見込まれる地方公共団体又は民間団体とします。ただし、民間団体にあつては、次の全ての要件を満たすことが必要となります。なお、個人での参加希望は受け付けませんのでご留意ください。

- (1) 団体の目的、運営等に関する規約を有すること。
- (2) 団体の意志を決定し、ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制、技術等を有していること。
- (3) 地震等の緊急時に自力で速やかに避難できること。
- (4) 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないもの、営利を目的としたものではないこと。
- (5) 国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料

を滞納していないこと。

- (6) 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していること。
- (7) 従来 of 経緯から協定を誠実に遵守すると認められること。
- (8) 国有林野の管理及び処分に関して現に係争関係にないこと。

第5 募集期間及び応募の手続き等について

(1) 募集期間

平成26年10月30日(木)から平成26年11月28日(金)(当日必着)まで(30日間)

(2) 活動希望申請書の提出

上記第4の要件を満たし、対象箇所での活動を希望する地方公共団体又は民間団体は、別紙1の活動希望申請書に必要な事項を記入の上、関東森林管理局宛てに郵送により提出してください。

【提出先】 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号
関東森林管理局 技術普及課 (担当：緑の普及係)
電話：027-210-1176

(3) 現地案内、森林づくり活動の構想の相談

対象箇所の現地案内を下記のとおり行いますので、参加を希望される場合は、あらかじめ磐城森林管理署まで別紙4を用いて郵送又はFAXにて平成26年11月13日までに申し込みください。

- ①現地案内開催日： 平成26年11月16日(日) 13時～14時
- ②集合場所： 現地募集対象箇所
各自、自家用車等を用いて直接お越しください。
- ③集合時刻： 13時(開催日の開始時刻)

【現地案内申込先】 〒979-0201 福島県いわき市四倉町字東2-170-1
磐城森林管理署 (担当：森林技術指導官)
電話：0246-66-1234 FAX：0246-66-1255

また、森林づくり活動の構想等について、事前に関東森林管理局にご相談いただければ、構想が現地に即したもののものか、無理のないものなのかなど、適宜、技術的なアドバイス等を提供いたします。

【相談連絡先】 関東森林管理局 技術普及課 (担当：緑の普及係)
電話：027-210-1176 FAX：027-210-1177

第6 実施主体の選定

実施主体については、上記第5の(2)で提出していただいた活動希望申請書(別紙1)により活動内容等を確認し、地域の学識経験者、地方自治体等を交えた審査会に諮った上で、選定します*。

なお、選定結果については、各応募者に通知するとともにホームページ等で公表いたします。また、選定された実施主体とは協定の締結までに打合せを行う予定です。

※ 応募者数が総区画数を越えた場合

各区画が治山工事による防風柵及び静砂垣により分割されるため、一区画当たりの面積の調整や総区画数の増加は行いません。活動希望申請書の内容が別紙3の諸条件に合致している応募者の中から、抽選により実施主体を決定する場合もあることをご承知おきください。ただし、今回の募集は、福島県内(相馬市松川浦)の国有林において初めての募集になることから、相馬市民を中心に組織された団体による活動を優先し、次いで福島県内に拠点を置く団体・企業及び福島県内の地方自治体等による活動を優先させていただきます。

※ 応募者数が総区画数に満たない場合

複数区画での活動を希望する応募者に対し、別途ご相談させていただきます。

第7 「社会貢献の森」の協定締結

活動の実施にあたっては、実施主体と磐城森林管理署長との間で、別紙2を内容とする協定を締結していただきます。(当初の協定期間は、磐城森林計画区第四地域管理経営計画の計画期間である平成30年3月末までの概ね3年間となりますが、成林するまでの間《全体で5~10年間程度》、更新をお願いします。)

なお、協定の締結は、実施主体決定の通知から起算して14日(休日等を除く。)以内に行うようお願いします。

第8 留意事項

上記のほか、別紙及び以下の事項に留意の上、応募願います。

- (1) 苗木調達、スコップ等の資機材の調達、協定期間中の補植・保育及び現地までの移動等の活動に要する一切の費用は、実施主体に負担していただきます。
- (2) 対象箇所については、森林の所在する地域や活動構想等を踏まえて、実施主体において名称を付けることができます。
- (3) 協定を締結し全体活動計画を提出していただいた後には、協定及び全体活動計画を公表いたします。
- (4) 標識類は別紙5に示す範囲内で設置することとができます。標識類を設置する場合は、標識類の設置計画を全体計画書に添付していただきます。

- (5) 治山工事により防風柵及び静砂垣の設置を行いますが、その他工作物の設置や土地改良の要望にはお応えできませんので、あらかじめご了承ください。
- (6) 実施主体の要件との相違、活動希望申請書への虚偽記載、活動希望申請書及び全体活動計画書の記載内容と著しく異なる活動が明らかとなった場合は、協定を破棄するとともに、必要に応じて、その事実、団体名等を公表させていただきます。

第9 その他

海岸防災林の再生のために企業・NPO等が行う植樹活動の実施に向けての取組に対しては、海岸林再生への参加・支援の方法等の情報提供や資金等を支援して下さる企業・団体等と植栽活動団体とのマッチング等の支援があります。

また、苗木について、公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会を通じて、地元で育成されたクロマツの無償提供を受けることができます場合があります。

詳しくは、公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会のホームページ（URL：<http://fukushimanomori-kaiganrin.jp/>）をご覧ください。電話（024-563-3585）でお問い合わせ下さい。

第10 お問い合わせ先

ご不明の点があれば、以下の問い合わせ先までご連絡願います。

〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号

関東森林管理局 技術普及課（担当：水内）

電話：027-210-1176

2 森林づくり活動の構想

活動の目的	※ 活動を希望する背景、目的について記載。
実施区画の希望 (1区画当たり 約0.14~0.15ha)	応募者が少数の場合、複数区画の実施希望の有無 ※該当に○ 有り ・ 無し (有りの場合： _____区画まで実施可能) その他、区画に対する希望があれば、適宜記入してください。 []
活動の内容	<植栽> 樹種： 実施希望面積に植栽する苗木本数： 本 (1ha当たり 本) 苗木の調達：① 購入 ② 自ら育成した苗木 ③ その他(具体的内容：) ※該当に○ <補植> (記載例) 植栽木が枯れた場合には補植を行います。 <下刈> (記載例) 植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を超えるまでの間、年間1~2回の 下刈を行います。 <その他の活動内容> (※ 適宜記入して下さい) (林内清掃・自然観察など)
スケジュール	※ 協定期間中に行う活動について具体的なスケジュールを記載 平成27年春 (月)：植栽 28年春 (月)：補植 夏 (月)：下刈 29年夏 (月)：下刈 ※ その他の活動も適宜記入して下さい。

3 森林づくり活動の進め方

交通手段	※ 対象箇所までの主な交通手段を記載 (記載例) 会員の自家用車等により現地まで移動。
活動実施体制	※ 活動の実施体制について具体的に記載 (記載例) 当方で苗木・機材を準備して活動を実施。なお、活動資金は概ね自己資金で対応。
安全管理体制	※ 活動時の安全管理体制について具体的に記載 (記載例) 当方で安全指導の対応者〇名を配置予定。

4 森林づくり活動等の実績

実績の有無 (該当に○)	有り ・ 無し
実績の詳細 (実績有りの場合のみ記載)	<活動場所> <面積> <期間> <作業内容> <参加人員>

5 苗木等の調達予定

苗木の調達予定	※ 植栽する苗木の調達方法を具体的に記載 <調達先> : (記載例) 生産者(提供者等)〇〇、生産場所〇〇県〇〇市 ----- <樹種> : (記載例)クロマツ、ヤマザクラ・・・
資機材の調達予定	※ 植栽に使用するスコップ等機材の調達方法を具体的に記載 (記載例) 当方においてスコップ等20セットを所有。機材は参加者で交互使用を予定。

労働力の確保予定	<p>※ 活動に必要な労働力の確保方法を具体的に記載</p> <p>(記載例) 会員による作業を中心とするが、2年目以降の下刈り作業については〇月頃に一般参加者〇〇名を募集して対応する予定。</p>
----------	---

6 その他

地域への貢献	<p>※ 貴団体の活動が、地域にどのように貢献できるのかを具体的に記載</p> <p>(記載例) 植栽する苗木は福島県内の苗木生産業者から購入することとしており、被災地の経済への波及効果が見込まれる。</p> <p>(記載例) 10年間程度の活動を予定しており、実施に際して被災住民への参加を呼びかけ、市民参加のシンボルとして海岸防災林の重要性等を長期的にPRすることが可能。</p>
--------	--

7 添付書類

- ① 団体の規約
- ② その他 (パンフレット、会報等 (任意))

※ 各種法令の指定状況

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

(別紙2) 協定書 (標準例)

松川浦海岸防災林 (相馬市大洲国有林) の再生に向けた活動 に関する協定書

磐城森林管理署長 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、松川浦海岸防災林 (相馬市大洲国有林) の再生に向けた活動に関し、次のとおり、「社会貢献の森」協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1 (協定の目的)

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく松川浦海岸防災林 (相馬市大洲国有林) の再生に向けた活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2 (社会貢献の森の名称、位置及び面積)

甲は、磐城森林管理署 相馬市磯部字大洲国有林 2 2 6 3 林班地内 (別紙位置図のとおり) の 1. 1 7 ha 内の一区画地 (〇. 〇〇 ha) において、乙に活動を行わせるものとする。

なお、名称は、「◇◇◇◇◇の森」とする。

第3 (全体活動計画書の提出)

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4 (年間活動計画書の提出)

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5 (活動実績の報告)

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6 (活動の実施)

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7 (入林の際の連絡・調整)

乙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面 (FAXによる場合を含む。) 等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全（緊急時の避難を含む。）を責任を持って確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（標識類の設置）

乙は、活動に当たり、甲が国有林野の管理経営上支障が生じないと認める場合は、標識類を設置することができるものとする。なお、この場合にあつては、標識類の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を賠償するものとする。

第15（◇◇◇◇◇の森（名称）の適切な管理）

甲は、◇◇◇◇◇の森（名称）が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第16（協定の破棄）

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は、乙に事前に通知した上で協定を破棄するものとし、必要に応じて、その事実、団体名等を公表するものとする。

- 1 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があつた場合

- 2 協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 ◇◇◇◇◇の森（名称）の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合が明らかになった場合
- 5 活動希望者の募集公告第4の実施主体の資格要件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

第17（協定の有効期間）

- 1 この協定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成30年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定の平成30年3月31日以降の取扱いについては、乙からの申し出により特段の事情のない限り、国有林野の管理経営の情勢を踏まえた上で、別紙様式1の全体計画に記載された活動スケジュールに基づき、更新を行うものとする。

第18（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

（甲） 福島県いわき市四倉町字東二丁目170-1

磐城森林管理署長 ○ ○ ○ ○ 印

（乙） （住所） □□□□□□□□□□

（団体名） ◇◇◇◇◇

（代表者氏名） ○ ○ ○ ○ 印

年 月 日

磐城森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

印

「社会貢献の森」における全体活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール（5～10年程度のスケジュールを記載）

活動の内容	1年次 H27	2年次 H28	3年次 H29	4年次・・・ H30	合 計
合 計					

(注)・活動内容については、時期・頻度（回数）等について記述する。
・標識類を設置する場合は記述する。

3 その他（活動内容の詳細）

- 植栽 樹種： 植栽本数： 本
- 保育
- その他の活動

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

年 月 日

磐城森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

印

平成 年度「社会貢献の森」における活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 平成 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他（活動内容の詳細）

- 植栽 樹種： 植栽本数： 本
○保育
○その他の活動

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

年 月 日

磐城森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

印

平成 年度「社会貢献の森」における活動実績報告書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 平成 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。
本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

(別紙3)

植栽・保育作業の実施条件

活動希望申請書は、下記の作業条件を踏まえて作成いただきますようお願いいたします。申請書に記載いただいた植栽樹種、苗木、植栽密度等につきましては、別途、地域の学識経験者、地方自治体等を交えた審査会において、現地への適応性について確認させていただきます。

記

1 目標林型について

森林の防災機能を高度に発揮させるため、将来的に「根系及び樹冠が発達して、十分な樹高をもち、飛砂、潮風、寒風、病虫等の害に十分耐えうる森林」とすることを目標とした森林整備をお願いします。

また、現地及びその周辺は、被災前は林齢が100年を超えるクロマツを主体とする海岸防災林が広がり、松川浦県立自然公園に指定されるとともに、「日本百景」や「日本の白砂青松百選」にも選ばれています。かつての姿に近づけるため、クロマツを主体とした森林の再生にご協力をお願いします。

2 植栽樹種について

今回の公募箇所は、海岸部に位置することから、植栽樹種をクロマツ・アカマツとします。なお、広葉樹（コナラ、ヤマザクラ等）の植栽を希望する場合は、記念樹としての単木等での植栽に限ります。

3 苗木について

- (1) マツについては、治山事業で使用する苗木の規格・品質※に準じたクロマツ（又はアカマツ）とするようお願いします。なお、抵抗性クロマツ以外のクロマツ（又はアカマツ）の使用は、松くい虫被害の被害防除作業のしやすい道路沿い等に植栽箇所を限定するようお願いします。

※ 治山事業で使用する苗木の規格・品質

- ・ 林業種苗法に適合する苗木であること。
- ・ 林業種苗法に定められた生産事業者から調達した苗木であること。
- ・ 抵抗性クロマツ採種園産の種子から育てた苗木であること。
- ・ 健全に育成された2～3年生苗（コンテナ苗を含む。）で、苗長25cm以上、根元径4mm以上であること。

- (2) 記念樹として広葉樹を植栽する場合については、できる限り地元産の種子から生産された、福島県内の海岸部に自然分布する樹種とするようお願いします。

4 植栽時期について

海岸防災林としての機能確保の観点から、当年度の適期（原則3月～5月）に植栽を実施するようお願いします。

5 植栽密度について

原則として、治山事業での植栽密度に準じることとし、1 ha 当たり5,000本以上の植栽密度が確保されるよう実施願います。

6 植栽後の保育作業について

- (1) 植栽後5～10年程度で成林が見込める本数密度が確保されることが求められますので、必要な場合は、植栽翌年以降、改植、補植などの実施をお願いします。
- (2) 強風対策として、治山工事により防風柵及び静砂垣を設置しますが、砂の移動防止、砂中の水分の蒸発防止及び地温の極端な上昇、低下防止のために敷きわら等による植栽木の保護に努めるようお願いします。
- (3) 下刈りについては、植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を超えるまでの間、状況に応じて年間1～2回実施願います。

7 その他

- (1) 大規模な土地の形質の変更や、構造物の設置は行わないようお願いします。
- (2) 植栽、補植、保育等作業の実施に当たっては、事前に磐城森林管理署と作業内容や日程、自動車の入込み台数等について調整願います。作業者が多い場合の緊急時の避難や駐車スペース等も考慮し、必要に応じて日程等を調整していただく場合もありますので、ご了承ください。
- (3) 現地に機材・資材等を留置しないでください。
- (4) 盛土の上に登る、盛土から降りる際は、ハシゴを利用する等、法面が崩れないようご配慮ください。
- (5) 作業道上を走行、転回する際には、道路から大きく逸脱したり、他の施工区内に進入したりしないでください。
- (6) 現地周辺に公衆トイレはありません。また、治山工事用の仮設トイレは使用することができませんのでご留意ください。必要に応じて、仮設トイレを用意するなどの対応をお願いします。なお、設置場所については、活動実施段階において磐城森林管理署とご相談ください。

林業種苗法に基づく種苗の配布区域

林業種苗法第24条第1項に基づき農林水産大臣農林水産大臣の指定する種苗の配布区域（昭和46年2月1日農林水産省告示第179号）



- 現地（相馬市）は、クロマツについては「Ⅱ区」、アカマツについては「Ⅰ区」に該当しています。

※ クロマツ（Ⅱ区）：Ⅰ区で生産された苗木も使用可能
アカマツ（Ⅰ区）：Ⅰ区で生産された苗木のみ使用可能

- アカマツについて、林業種苗法第24条第2項ただし書きに規定する「特別な事情がある場合」に該当し、「林業種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて（昭和46年7月24日46林野造第738号林野庁長官通達）」に基づき、農林水産大臣の承認を受けた場合は、Ⅱ区で生産された苗木も使用可能です。（必ず大臣の承認書類の写しを提出してください。）

(別紙5)

松川浦海岸防災林の再生に係る標識及び標柱等の設置について

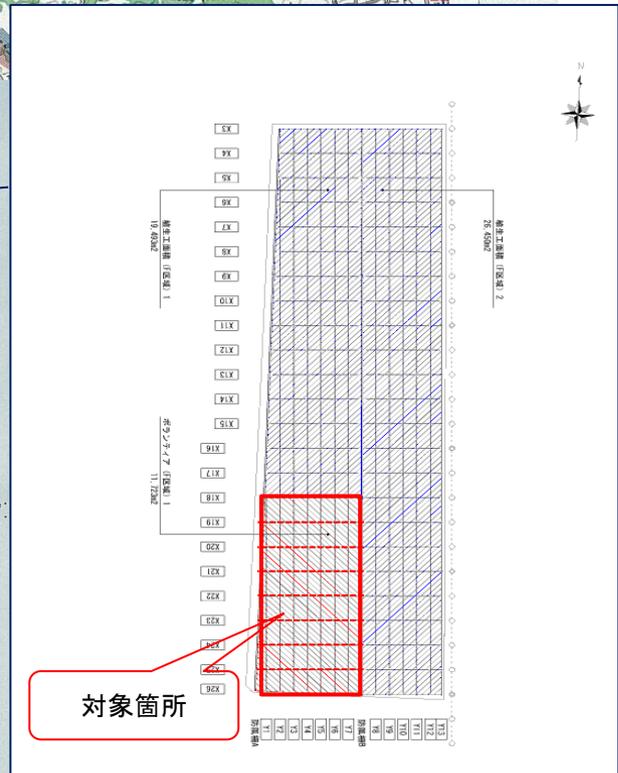
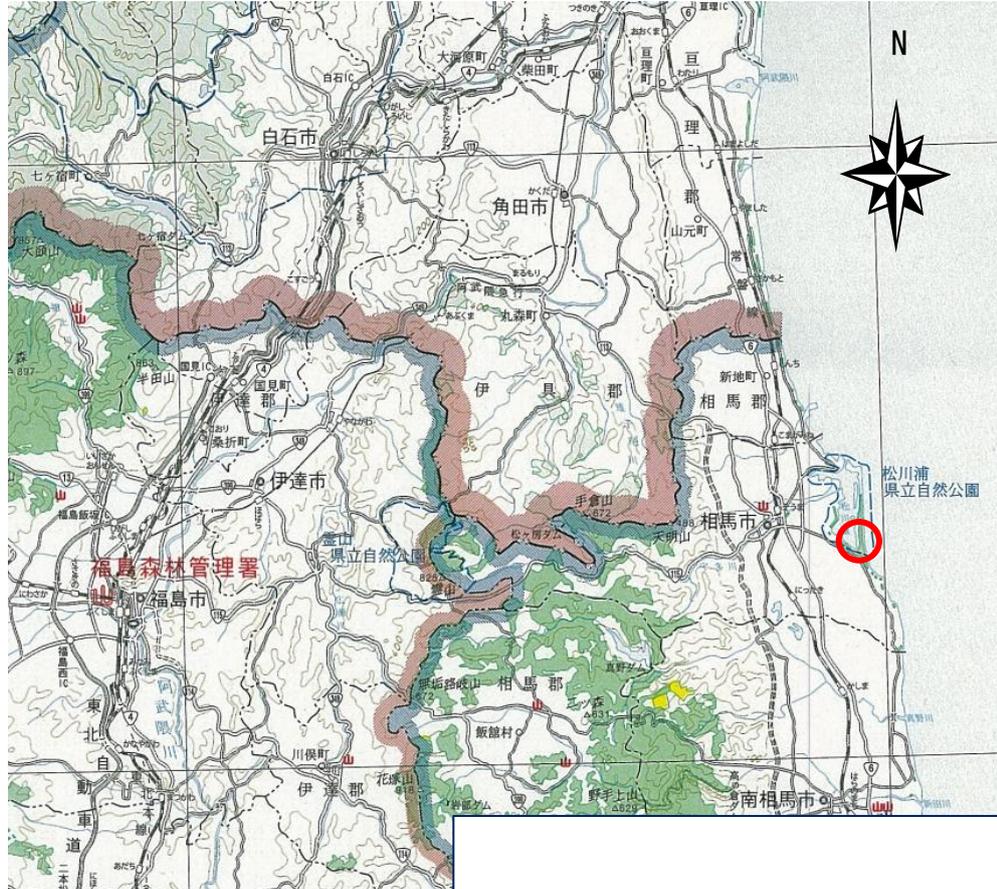
標識及び標柱等の設置については、次のとおりとします。

標識及び標柱の規格	標識のサイズ B1版(728mm×1,030mm)以下 標柱のサイズ 角柱(120mm角)、円柱(直径150mm)以下 高さ 地上から1.6m以下 (現地に設置している防風柵の高さ程度)
標識の設置数	1団体につき1基まで
標柱の設置数	1団体につき1本まで
デザイン及び文面等	標識及び標柱には、社会貢献の森の名称及び協定者名を明示するようお願いします。 該当箇所は被災地であり国有林であることに鑑み、華美なもの、公序良俗に反するもの、美観風致を損なうもの、その他森林管理署長が不相当と認めるものは避けるようご配慮願います。 また、環境に配慮するため木質系のものをご利用願います。

注) 協定の有効期間が満了し更新しなかった場合、又は協定を破棄した場合は、標識及び標柱等を撤去してください。

募集対象箇所位置図

場所名：
福島県相馬市磯部字大洲国有林2263な林小班外



凡 例	
	募集対象箇所
	市道大洲松川線

